

役務 申請要領

役務提供等樫原市競争入札参加資格者名簿登録申請について

樫原市浄化センター長期包括運営委託事業（以下、「本事業」といいます。）に係る総合評価一般競争入札に参加する構成企業のうち、平成 30 年度樫原市入札参加資格者名簿に未掲載の方は、次により入札参加資格審査申請書を提出してください。

募集要項に示す資格審査申請書類等をもとに資格審査を行い有資格者の決定を行います。

1. 登録資格

以下の条件をすべて満たしている者であること。

- ① 国税を滞納していない者（下記「必要な納税証明書について」参照）
- ② 樫原市税を滞納していない者（下記「必要な納税証明書について」参照）
- ③ 営業に関し、法令等の規程により許可、登録、認可等を必要とする場合は、それらを申請時において受けている者
- ④ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の欠格規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと）
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者
 - (1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

2. 申請方法

本事業の募集要項に示す資格審査申請書類と共に持参により提出してください。郵送による受付は行いません。

※持参当日の審査は行いません。

※審査後に受領書（A4サイズ1枚）を送付するため、必ず返信用封筒（切手含む）を申請時に提出してください。

3. 受付期間（期限厳守）

平成30年7月23日（月）～7月27日（金）

午前9時～正午、午後1時～午後5時。

※上記期限外は受付しません。提出書類に不備があった場合も受付しません。書類不備の場合の再提出も上記期間外は受付しませんので、早めに提出してください。

4. 提出場所

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

橿原市役所 北館1階 生活安全部 契約検査課

TEL (直通) 0744-21-1112

(代表) 0744-22-4001

5. 申請業種数

別紙の役務業種別一覧を参照し申請してください。

●橿原市内に本店または受任営業所がある者・・・10業種以内

●それ以外の者・・・5業種以内

※初年度未決算の場合または直前2営業年度の間に営業収入がない業務は申請できません。

6. 提出部数

下記の提出書類を、番号順にA4版フラットファイル（ファイル色指定なし）で2穴に綴じて1部提出してください。なお、提出書類のうち（15）返信用封筒と（16）受領書は、審査後に受領印を押して返却しますので、ファイルに綴じないで別添として提出してください。

※工事・コンサル・役務・物品のうち、複数申請される場合は、「工事用」、「役務用」といったように別ファイルに綴じて、それぞれ提出してください。

7. 提出書類

※書類作成後に記入誤りが判明した場合は、訂正箇所には二重線を引き、正しい内容を記

載してください（修正テープ不可）。

(1) 檀原市競争入札参加資格者名簿登録申請書（役務申請用）

檀原市役務様式①を使用してください。

※法人で「登記簿の住所」と「実際に事務を行っている場所」が異なる場合は、様式①には「実際に事務を行っている場所」の情報を記入し、登記情報と異なる理由を記入した申立書（任意様式。代表者の記名押印必要）を添付してください。

(2) 希望業種登録申請書

檀原市役務様式②を使用してください。

(3) 営業許認可証または届出（写し可）

※営業に関し、法令等の規程により許可、登録、認可等を必要とする場合、必ず添付してください。添付がないと、発注がかからない場合があります。

(4) 業務経歴書

檀原市役務様式③を使用してください。

(5) 資格者調書

檀原市役務様式④を使用してください。

※それぞれの資格証明（写し可）を必ず添付して下さい。添付がないと、発注がかからない場合があります。

(6) 委任状（原本）

檀原市様式Aを使用してください。

※本店では登録せず、本店から委任を受けた営業所で登録する場合のみ添付してください。

(7) 納税証明書（写し可）

下記「必要な納税証明書について」を参照してください。

(8) 印鑑証明書書（写し可）

発行後3ヶ月以内（発行日が平成30年4月23日以降）のもの。

法人は法務局、個人事業者は住所地の市町村長が証明。

(9) 使用印鑑届（原本）

檀原市様式Bを使用してください。

※会社印（社判）での登録はできません。

(10) 履歴事項全部証明又は現在事項全部証明（写し可）

法人事業者の場合のみ添付してください（法務局が証明）。

(11) 身元証明書（写し可）

個人事業者の場合のみ添付してください（本籍地の市町村長が証明、破産者等でない証明）。

(12) 誓約書（暴力団等の排除に関する誓約書）（原本）

榎原市様式Cを使用してください。

(13) 会社案内パンフレット

会社案内に相当するものがない場合は、添付不要です。

(14) 会社の所在地のわかる地図と外観の写真

榎原市内に本店または受任営業所がある者のみ添付してください。

(15) 返信用封筒（切手含む）

提出書類の審査後、(16) 受領書（A4サイズ1枚）を返送するために使用します。提出当日の審査は行いませんので、必ず添付してください。

※ハガキ不可

(16) 受領書（役務申請用）

榎原市役務様式⑤を使用してください。

必要な納税証明書について

※証明書は原本の写しでも可。

※証明書は発行日が3ヶ月以内（平成30年4月23日以降）のものが有効。

1. 国税

(1) 提出する必要がある業者

全業者

(2) 提出する書類

●個人業者の場合（交付請求先は代表者の所在地を管轄する税務署）

最新年度分の納税証明書その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）

●法人業者の場合（交付請求先は本社の所在地を管轄する税務署）

最新年度分の納税証明書その3の3（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明書）

2. 檀原市税

(1) 提出する必要がある業者

①檀原市内に所在のある本店（地域区分「市内」）で登録する業者

②檀原市内に所在のある営業所（地域区分「準市内」）で登録する業者

(2) 提出する書類（交付請求先は檀原市役所 収税課）

①「完納証明書」

または

②「最新年度分の檀原市税（課税のある全ての税目）の納税証明書」

※①②が発行できない場合（例：法人業者で事業所を開設後まだ申告納付期限が到来していない等）は、「未納のない証明書」を提出。

※市内として登録する場合は本店分を、準市内として登録する場合は営業所分を提出。

※納期未到来額欄に金額記載があっても、未納税額欄が0円である場合は可。